

風しんの追加的対策について

風しんについて

概要

- ① 症状 : 発熱、発疹、リンパ節腫脹を特徴とする。**無症状(15~30%)** ~重篤な合併症併発まで幅広い。
- ② 合併症 : 血小板減少性紫斑病(1/3,000~5,000)、急性脳炎(1/4,000~6,000)、関節炎など。
妊娠中の女性が感染すると児に**先天性風しん症候群(CRS)**が出現。
- ③ 潜伏期間 : 14~21日間
- ④ 感染経路 : 飛沫感染。感染力が強い※(**発症約1週間前~発疹出現後1週間程度感染力**がある)。
- ⑤ 治療・予防 : 対症療法のみ。予防にはワクチンが有効。

※基本再生産数(R0):6-7(インフルエンザは1-2)

基本再生産数とは、1人の患者から免疫がない何人に疾病をうつしうるかを示す数字

先天性風しん症候群(CRS)とは

風しんに対して免疫のない女性が、特に妊娠初期に罹患した場合に出生児に引き起こされる障害。先天性心疾患、難聴、白内障が三大症状。他、網膜症、肝脾腫、血小板減少、糖尿病、発育遅滞、精神発達遅滞、小眼球など多岐にわたる。

風しん対策の概要

「風しんに関する特定感染症予防指針」(平成26年厚生労働省告示第442号、平成30年1月1日一部改正)

- 目標** : CRSの発生をなくすとともに、2020年までに風しんの排除を達成する。
- 定期予防接種の実施** : 定期接種率の目標をそれぞれ95%以上とする。(平成28年度:第1期 97.2%、第2期 93.1%)
- 抗体検査・予防接種の推奨** : 普及啓発、自治体に対する抗体検査補助事業を実施。
- 自治体に対する技術支援** : 風しん発生手順の手引き等を作成し、自治体に配布。
- 麻しん・風しん対策推進会議の開催** : 施策の実施状況に関する評価、必要に応じた当該施策の見直し。

風しんとCRSの発生報告数の年次推移

年	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
風しん(定点)	2,972	3,123	2,561	2,971	2,795	4,239	895	509	463												
風しん(全数)										294	147	87	378	2,386	14,344	319	163	126	91	2,917	2,039
CRS	0	1	1	1	1	10	2	0	0	0	2	0	1	4	32	9	0	0	0	0	3

【出典】「感染症発生動向調査」に基づき健康局結核感染症課において作成。2018年は週報速報値(暫定値)、2019年は2019年7月31日時点の暫定値。

風しん報告数

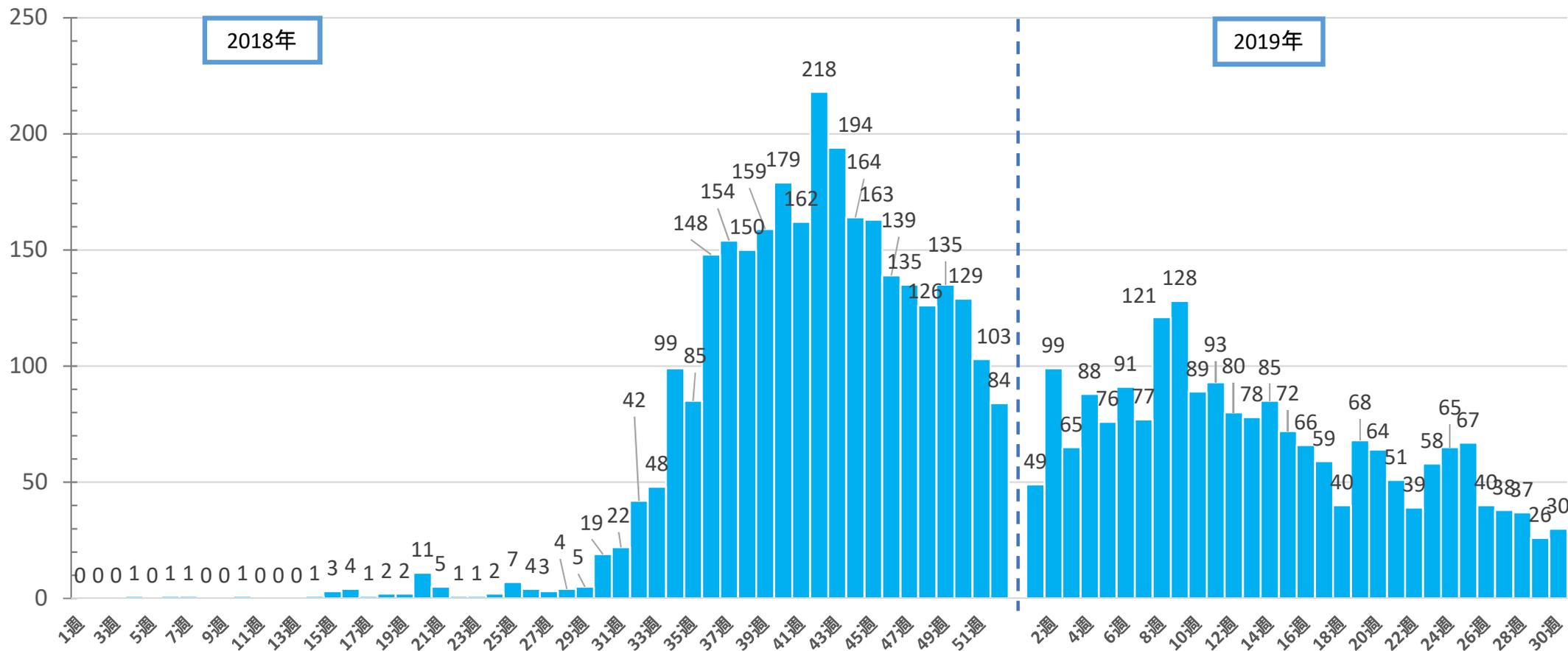
2019年第1週～第30週、n=2,039 (2019年7月31日現在暫定値)

(2018年12月31日～2019年7月28日)

※第30週においては、第30週分として報告を受けた30例に、第29週よりも前の週分として報告を受けた5例を加えた35例が前週(2,004例)から増加

※参考として、2018年第1週～第52週(n=2,917)を掲載

風しん報告数



【風しん・CRSの発生報告数の年次推移】CRSは1999年4月～開始(2006年の報告から感染地域が報告対象となった)

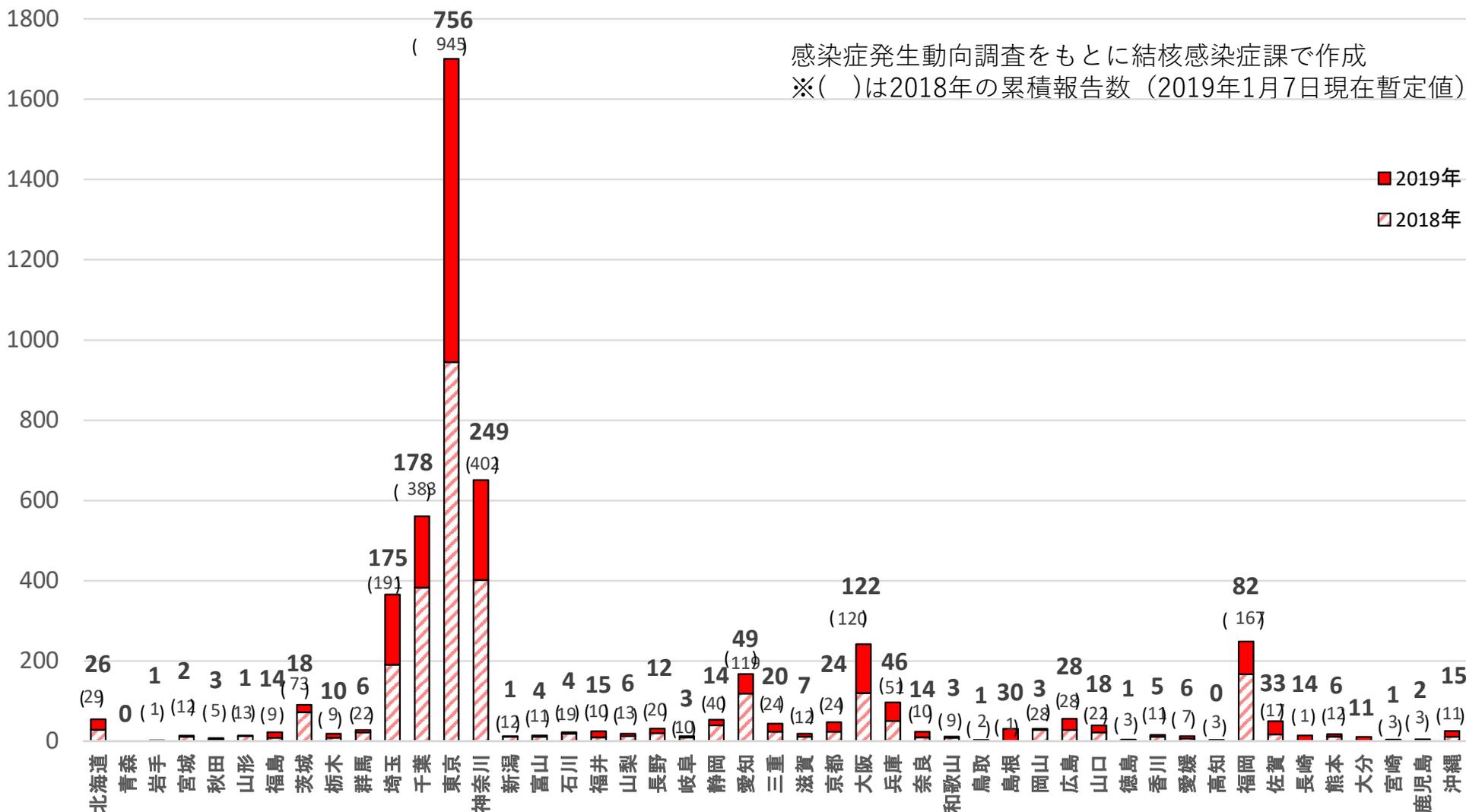
年	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
風しん										294	147	87	378	2386	14344	319	163	126	91	2917	2039
CRS	0	1	1	1	1	10	2	0	0	0	2	0	1	4	32	9	0	0	0	0	3

都道府県別風しん累積報告数

2019年第1週～第30週 (n=2,039) 2019年7月31日現在暫定値

※参考として、2018年第1週～第52週(n=2,917)を掲載

風しん報告数



※都道府県別風しん報告数

第30週 (n=30) : 東京都 (n=17)、神奈川県(n=3)、千葉県・大阪府・愛知県・佐賀県(各n=2)
茨城県・兵庫県(各n=1)

風しん報告数 (性・年齢階級別)

- 2019年第1週～第30週 (n=2,039) 2019年7月31日現在暫定値
- ※参考として、2018年第1週～第52週(n=2,917)を掲載

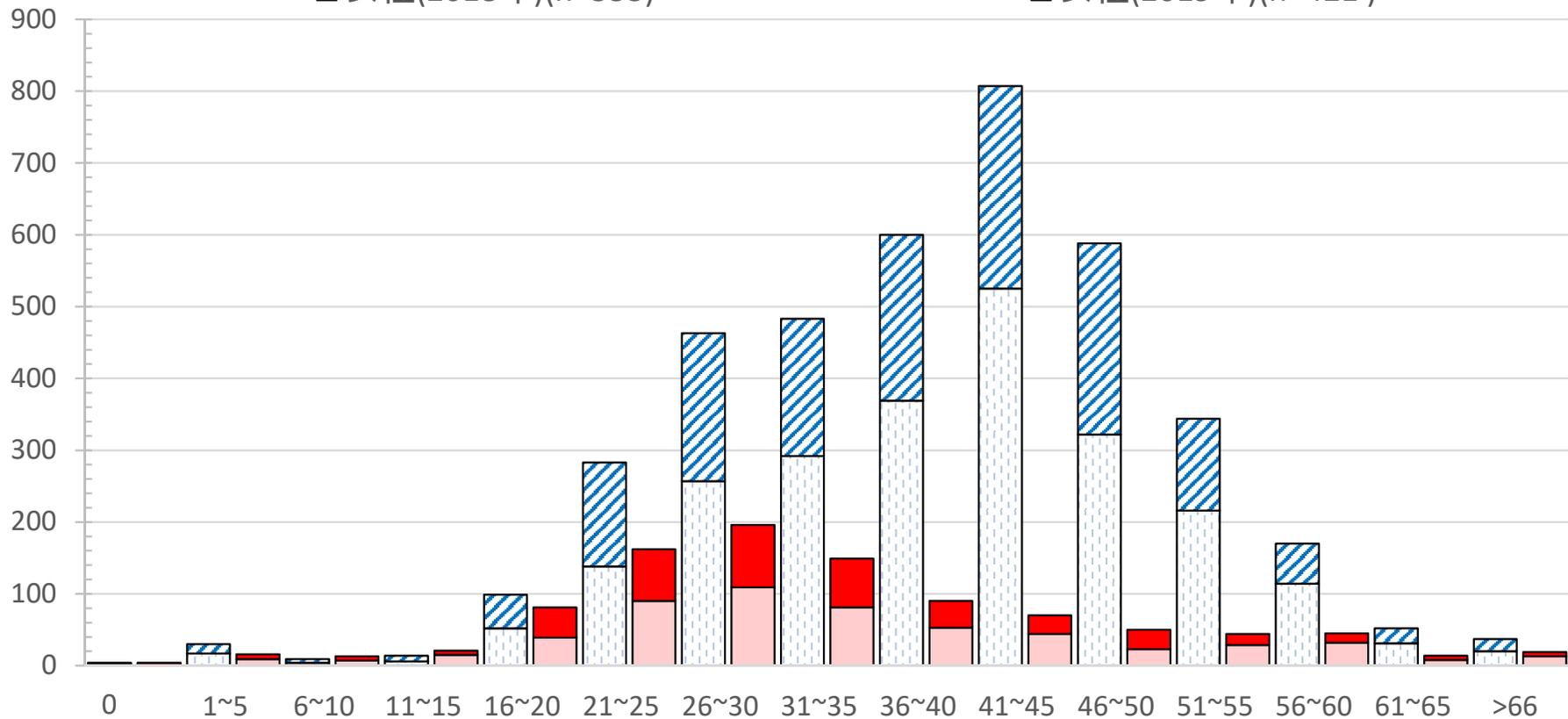
□ 男性(2018年)(n=2,364)

▨ 男性(2019年)(n=1,618)

■ 女性(2018年)(n=553)

■ 女性(2019年)(n=421)

報告数



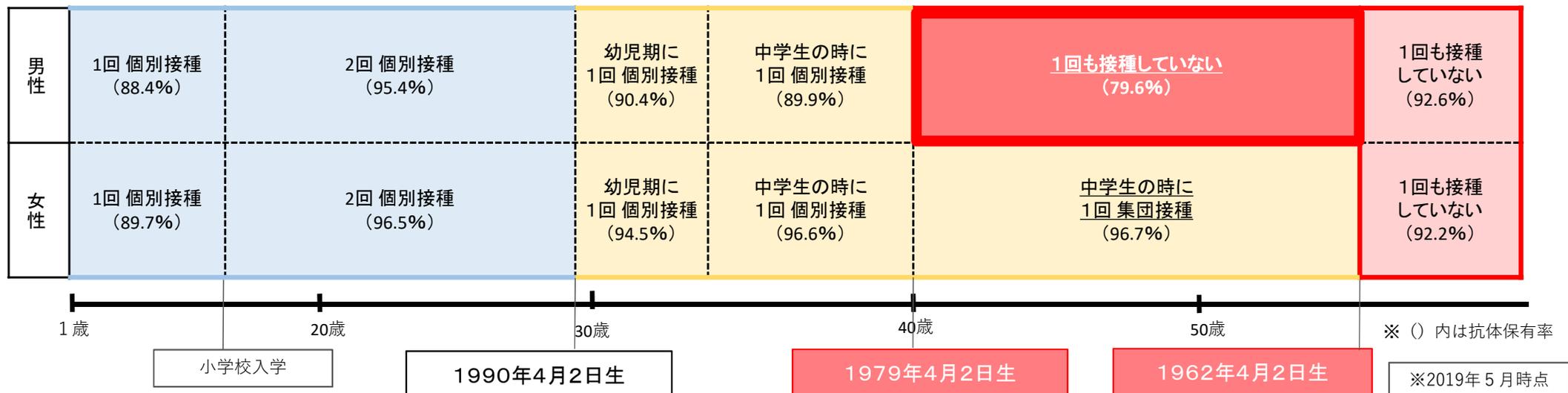
年齢階級

風しんに関する追加的対策

追加的対策のポイント

特に抗体保有率が低い昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれ（令和元年度40歳から57歳）の男性に対し、

- ① 予防接種法に基づく定期接種の対象とし、3年間、**全国で原則無料**で定期接種を実施
- ② ワクチンの効率的な活用のため、まずは**抗体検査**を受けていただくこととし、**補正予算等**により、**全国で原則無料**で実施
- ③ **事業所健診の機会に抗体検査**を受けられるようにすることや、**夜間・休日**の抗体検査・予防接種の実施に向け、**体制を整備**



風しんに関する追加的対策 骨子①

平成30年12月13日 厚生労働省

現在の風しんの発生状況等を踏まえ、風しんの感染拡大防止のため速やかに対応することが、国民生活の安心にとって極めて重要である。

このため、風しんの感染状況や抗体検査の実施状況、ワクチンの需給状況等を踏まえながら、現在予防接種法に基づき1歳児及び小学校入学前の子に対して行っている風しんの予防接種（「定期接種」）及び妊娠を希望する女性等に対する風しん抗体検査の助成に加え、感染拡大防止のための追加的対策として、以下の取組について、速やかに行う。

1. 実施の枠組

（1）抗体保有率の低い世代の男性に対する予防接種・抗体検査の実施

- （2）に定める対象者については、これまで予防接種法に基づく定期接種を受ける機会がなく、抗体保有率が他の世代に比べて低い（約80%）ため、市町村が、予防接種法に基づき風しんの定期接種※を行う。

※ 政令改正により措置

- ワクチンの効率的な活用等のため、抗体検査を前置する。市町村※は、まず（2）に定める対象者に抗体検査を実施し、結果が陰性だった者に対して、風しんの定期接種を行う。国は、補正予算の編成等により、地方自治体が行う抗体検査事業に対する補助を拡充する。

※ 今年度は都道府県等において抗体検査事業を行っており、それと連続的に実施できるよう、調整を進める。

（2）追加的対策の対象者

- 1962年（昭和37年）4月2日から1979年（昭和54年）4月1日までの間に生まれた男性（現在39歳から56歳の男性）とする。

※ 追加的対策の対象者の範囲等については、事業の進捗等を踏まえ必要に応じ見直しを検討

風しんに関する追加的対策 骨子②

(3) 実施方法

地方自治体、医療関係者、事業者団体等と連携し、できる限り対象者の利便性の向上を図る。

- ・ 市町村が保険者となって運営する国民健康保険（「市町村国保」）の被保険者（自営業者等）等※
に対しては、特定健康診査（「特定健診」）等※の機会を活用し、風しんの抗体検査を実施
- ※ 生活保護受給者に対しては、健康増進法に基づく健康診査の機会を活用
- ・ 事業所に使用される者に対しては、事業所において定期的に実施する健康診断の機会を活用し、風しんの抗体検査を実施
- ・ 抗体検査及び予防接種について、休日・夜間の実施など、医療機関で受けやすくする体制を整備

2. 実施期間・目標

- ・ 1. の枠組について、2019年（平成31年）から2021年度末までの約3年間かけて、集中的に取り組む。
- ・ 実施に当たっての目標は、以下の通りとする。
 - ① 2020年7月までに、1.（2）に定める対象者の世代の抗体保有率を85%以上（我が国全体の抗体保有率は約93%となる。）
 - ② 2021年度末までに、1.（2）に定める対象者の世代の抗体保有率を90%以上（我が国全体の抗体保有率は約94%となる。）

3. 円滑な実施に向けた措置等

(1) 実施のための環境整備

- ・ 市町村の定期接種や抗体検査の実施に当たり、国は事務手続等に関する手引き（ガイドライン）を作成し、地方自治体、医療機関等に対して丁寧に説明
- ・ 国は、製造販売業者、卸売販売業者、検査会社等と連携し、ワクチンの安定供給及び抗体検査の安定実施に努める
- ・ 国は、地方自治体、事業者団体、保険者団体等と連携し、普及啓発を徹底

(2) 今回の追加的対策の円滑な実施に向けた具体策について、引き続き検討を進める。

風しん追加的対策の実施方法について

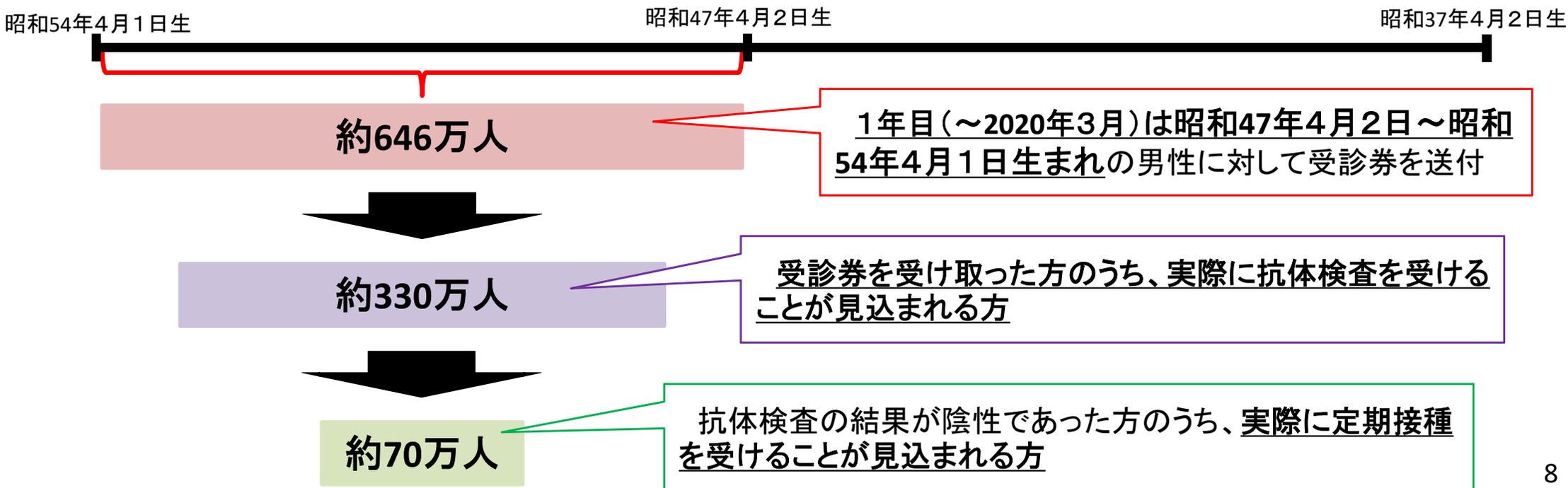
【対象】 昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性

- 【目標】 ①2020年7月までに、対象世代の男性の抗体保有率を85%に引き上げる
②2021年度末までに、対象世代の男性の抗体保有率を90%に引き上げる

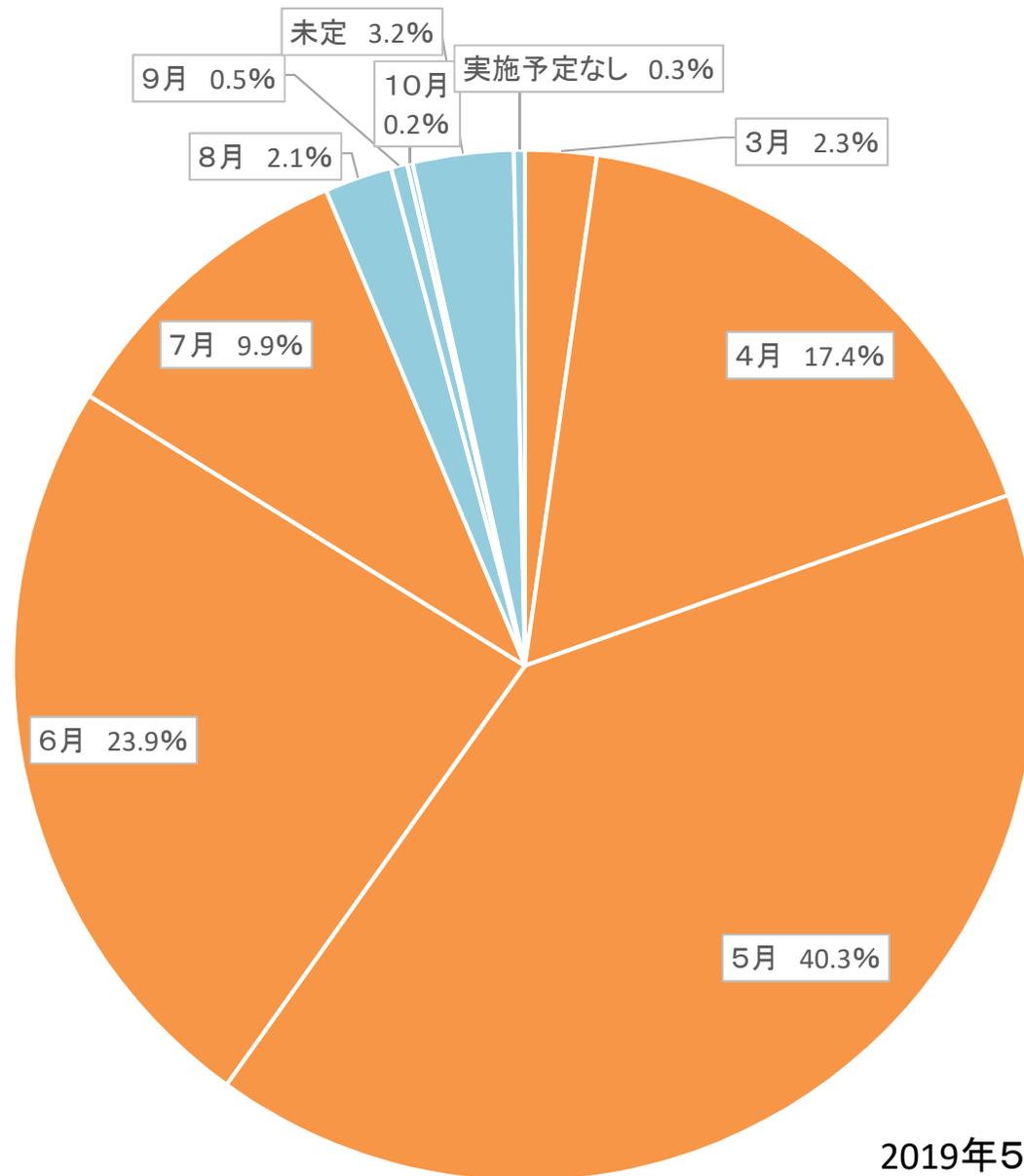
【実施方法】

- 対象者に対しては、市町村から受診券を送付し、抗体検査の受検を積極的に案内する。
- 受診券の送付については、今後3年間の抗体検査の受検目標を効率的に達成するため、3か年計画で、段階的に行う。
※ 事業開始当初に受検希望者が集中した場合、短期的な供給不足が生じ、医療機関や対象者に混乱が生じる懸念がある。
- 1年目(～2020年3月)は、まずは昭和47年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた(約646万人)男性に対して受診券を送付する。
- 2020年3月までにこの世代の男性に抗体検査・定期接種を受けていただき、4月以降更に対策を進めることにより、2020年7月までに抗体保有率85%の目標を目指す。
- なお、1年目に市町村から受診券を送付しない昭和37年4月2日から昭和47年4月1日の間に生まれた男性についても、市町村に希望すれば、受診券を発行し抗体検査を受検できることとする。
※ 施行に当たっては、事務手続に関する手引き(ガイドライン)を自治体に示し、丁寧に説明。

【初年度(2019年度)における取組】



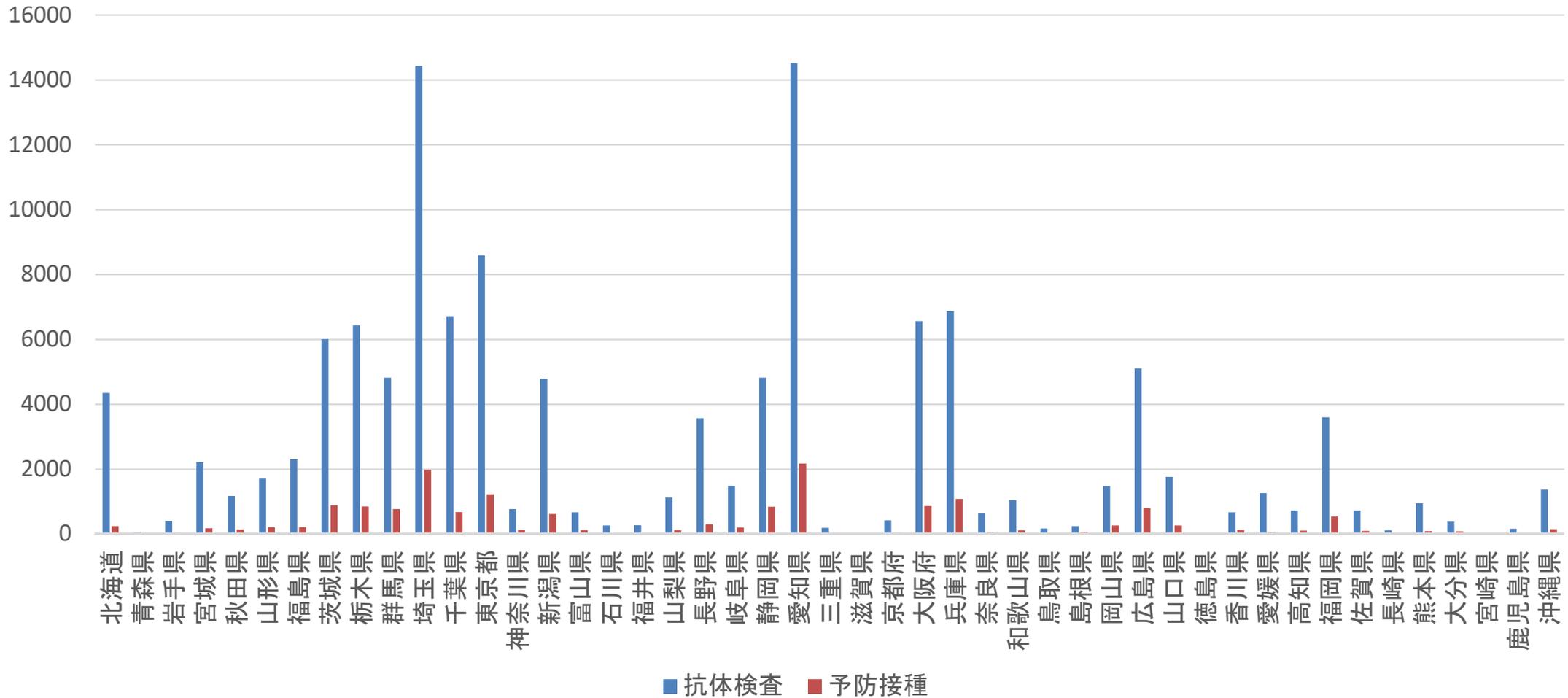
各市区町村の受診券配布(予定)状況



月	受診券配布 市区町村の割合
2019年 3月まで	2.3%
4月まで	19.6%
5月まで	59.9%
6月まで	83.8%
7月まで	93.6%

2019年5月に厚生労働省から全国1741市区町村へ聞き取り
(1731市区町村が回答)

2019年4月、5月の抗体検査・予防接種実績



抗体検査	125,859件
予防接種	16,672件

※クーポン券を利用した件数(国保連が処理した実績件数)¹⁰